新潟市政だより

発行所　新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表（3）2111番
新潟市長
発行人　村田三郎
新潟市湊町通二ノ丁2609
編集人　佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所　文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話（3）8128番

毎月一回5日発行
定価　一部3円

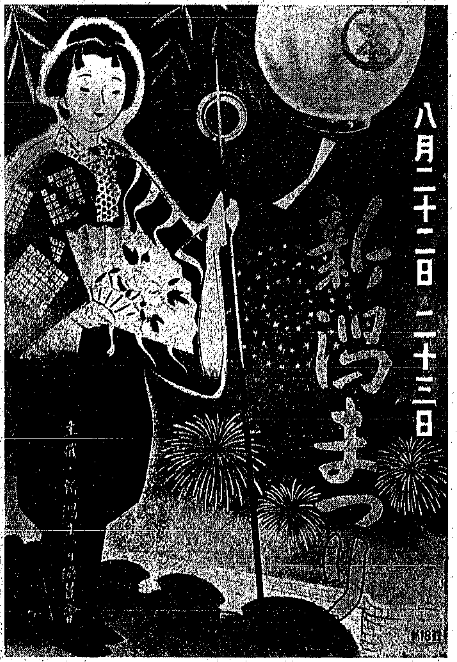

新潟まつり

民謡まつりで幕あけ　神輿（みこし）は水上を渡御

毎年8月22・23日の両日けんらん豪華な幕をあける"新潟まつり"は，今年も又新潟市最大の行事として華々しく開催されることになりました。昨年から四つの祭事（商工祭，住吉祭，川開き，開港記念祭）が合体して新潟まつりに統一されて以来綜合的な市民のおまつりとして不合理の点が是正されましたが，本年は更に一歩前進した企画をもつて，全国でも稀にみる豪華な"夏まつり"として，市民はじめ各方面から大きな期待が寄せられています。

新潟まつり

年中最大の行事"新潟まつり"は八月二十日（東新潟）、二十一日（西新潟）の両日にわたり千余の踊り子が街を流す前夜民謡まつりによつて幕がおろされ、次いで二十二日、二十三日の両日は壮厳華麗な神輿の渡御につづいて、ブラスバンドを先頭に広告、山車の豪華けん爛な大パレードが繰りひろげられ息つく暇もなく夜のとばりがおりる頃から、信濃河畔において尺玉、スターマイン、大仕掛等の花火が打ち揚げられ、数十万の観衆を陶酔と感激のるつぼにおとし入れます。

このようにして二日間に亘る祭典の幕は静かに閉ざされて行きますが、この間近県をはじめ遠く北海道、東京方面より三十有余万人の観客が来港され伝統をもつ"まつり"として全国にその名が知れわたることでしょう。

前夜民謡まつり

"新潟まつり"の前夜祭として八月二十日（東新潟）二十一日（西新潟）の両夜にわたり行われ、市内の民謡団体は勿論、一般市民老若男女を問わず東、西新潟の繁華街で思い思いの衣裳も華やかに、郷土色豊かな民謡を踊る抜は繁華街のネオンに浮き出され非常に美しく、納涼をかねた見物客で賑わいいやが上にも"新潟まつり"の雰囲気を盛り上げることでしょう。

◎日時
前前夜祭　八月二十日午後七時から東新潟民謡流し
前夜祭　八月二十一日午後六時三十分から西新潟民謡流し

◎参加資格
個人、団体共に認め団体の場合は三十名前後とする。個人は三十名を一団体として指導する。今年は仮装流しも加え懸賞付で三十名迄。個人参加を募集し仮装団体を編成する。

◎申込先及び期日
公民館関係の団体及び個人は市教育委員会社会教育課へ。その他の一般団体は市役所商工課へ、〆切期日は八月十三日。

広告行列（車両部隊）

ブラスバンド車を先頭に珍らしい趣向をこらしたデパート、有名商店、会社、有名観光地等の参加によるざん新な意匠、各種各様の想いをこらした山車や宣伝カーが研を競い華やかなパレードを繰りひろげます。

神輿行列（徒歩部隊）

近代的な山車のオンパレードとは、対象的な郷土色豊かな祭典で、歴史は古く昔は港祭りと唱え七夕祭の役目を帯びていたもので、纒を先頭に押し立て次いで大幟立てに四神の鉾、猿田彦の神弓と刀を持つた稚児八神の幣等が続き神輿は長さ六間、幅一丈余の御座船の中にすえ、百余人で引く壮厳にして且つ粛然たる若人の意気は昼の雑沓の中に躍動しており時に八月二十三日今年から神輿が東新潟に渡り水上を渡御するという画期的な企画が決められ又協賛会役員、市町芸妓連も徒歩で神輿に供奉し、芸妓連中の踊りも本年は本格的な手古舞に改められました。

ミス新潟まつりの募集

県都新潟市の最大の行事"新潟まつり"の花として明朗、健康、純真にして而も教養ある未婚女性の中からミス一名、準ミス二名を選び"新潟まつり"パレードに一層の光彩を添えようとするもので市内近郷はもとより広く県内から多数の応募が期待されています。

花火大会

昼花火を加えて賑う豪華けんらんなパレードの繰りひろげられた柳都で夜のとばりがおろされる頃より夜空を彩る千紫万紅の花火は、信濃河畔を忽ちにしてけんらんたる不夜城と化し華麗な大火園は全国花火師によるコンクールを織りまぜ数十万の観衆を陶酔と感激の極致におとし入れることでしょう。

花火の桟敷は届出て下さい
災害防止のため消防署で検査

市の消防本部では、新潟まつりの観覧席の仮設について不慮の災害を防止するため次のことについて協力されるよう強く要望しています。

一、花火観覧のために設けられる小屋掛桟敷などは、市の火災予防条例によつて管理責任者からその位置構造の概要及び観覧者の収容予定人員などについて、所轄消防署（東新潟地域は東消防署、新潟地域は西消防署）に届出て検査を受けなければ使用できないことになつておりますから必ず届出でをして下さい。

二、観覧施設は構造、設備、規模の点から消防署で指定した定員を超えて収容することのないようにすると共に、各家庭既設の物ほし場や、二階廊下などで観覧する場合は、倒壊や転落事故の防止のため、さく又は手すりを設ける等の処置を講じて下さい。なお桟敷や観覧船には満水したバケツ一コ以上又は消火器、乾砂を必ず用意して下さい。

6月中の人口動態

出生	[illegible]件
死亡	[illegible]〃
死産	58〃
婚姻	220〃
離婚	32〃

引揚者に給付金を支給
引揚者に引揚者給付金　遺族に遺族給付金

このたび国において、引揚者及びその遺族に、又は引揚前に死亡された者の遺族に給付金を支給することになり、これに関する法律（引揚者給付金等支給法）が去る五月十七日に公布されました。この法律の主な内容は次のとおりでありますが、市では近く該当者の調査を行なつた上本人から手続をとつていただくことになつています。詳しいことは市役所民生課にお問合せ下さい。なおこの給付金は昭和三十五年五月十六日まで（三年間）に請求しなければ時効によつて受給権は消滅することになつています。

引揚者

この法律で引揚者として取扱われる者は次のとおりです。

一、昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上外地（本邦以外の地域）に生活の本拠を有していた者（満洲開拓民については六カ月の要件を問わない）で終戦によりやむなく同日以後内地に引き揚げた者

二、昭和二十年八月九日まで引き続き六カ月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソ連参戦に伴つて発生した事態により同日以後同月十四日以前に内地に引き揚げた者

三、昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上外地に生活の本拠を有していた者で内地に滞在中（出張、墓参等）終戦によつて、その生活の本拠を有していた外地へ帰れなくなつた者

四、終戦により引き続き外地に残留を余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後内地に引き揚げたもの及び外地において戦犯に問われ拘禁された者で同日前に内地に引き揚げ、かつ引き続き戦犯として拘禁された者

給付金

給付金には次の二種類がありいずれも記名国債をもつて交付されます。

一、引揚者給付金
二、遺族給付金

引揚者給付金

給付金の額は次のとおりであります。年令は引揚者の昭和二十年八月十五日現在におけるものです。

五十才以上　二万八千円
三十才以上五十才未満　二万円
十八才以上三十才未満　一万五千円
十八才未満　七千円

なお引揚者で前記三の該当で戦犯により拘禁されたもの及びこれと同視すべき事情の下に外地に残留されていたものは、年令の別なく二万八千円が支給されます。

引揚者給付金を受けられない者

昭和三十一年度分の所得税（配偶者に所得のあつた場合は、その所得税額の合計額）が八万八千二百円を超える者及びその者の配偶者には引揚給付金を支給されない。但し昭和二十九年から昭和三十一年迄の各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者には支給されます。

遺族給付金

遺族給付金は次に掲げる者の遺族に支給されます。

一、昭和二十年八月十五日において外地にあつた者で終戦により内地に引き揚げる途中又は外地に残留中に死亡した者

二、昭和二十年八月九日において外地にあつた者でソ連参戦により内地に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後同年同月十四日以前に外地において死亡した者

三、引揚者の各項のいずれかに該当するに至つた後昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した者で死亡の当時二十五才以上であつた者

遺族の範囲と順位

①配偶②子③父母④孫（昭和三十二年四月一日において遺族以外の者の養子となつている者を除く）⑤祖父母⑥兄弟姉妹（昭和三十二年四月一日において遺族以外の者の養子となつている者を除く）

給付金の額

十八才以上　二万八千円
十八才未満　一万五千円

一に掲げる者については昭和二十年八月十五日における年令
二に掲げる者については死亡した者の死亡の日における年令
三に掲げる者即ち引き揚げ後死亡した者に対する給付金は

五十才以上　二万八千円
三十才以上五十才未満　二万円
十八才以上三十才未満　一万五千円
十八才未満　七千円

年令は昭和二十年八月十五日における年令

遺族給付金を受けられない者

一、昭和三十一年度分の所得税（配偶者に所得のあつた場合は、その所得税額の合計額）が八万八千二百円を超える者及びその者の配偶者には遺族給付金を支給されない。但し昭和二十九年から昭和三十一年までの各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者には支給されます。

二、戦傷病者、戦没者、遺族等援護法により弔慰金又は遺族年金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には遺族給付金を支給されない。

美術品として価値のある銃砲、刀剣類の登録

銃砲又は刀剣類は、「銃砲刀剣所持取締令」という政令で一般に所持することは禁じられていますが、所持することのできるものの中の一つに、美術品として価値のある銃砲、刀剣があります。しかしこれも無断では所持することはできません。一定の手続きを取つて登録してはじめて許されるわけです。

これらのことは、政令に基き県の規則等で定められておりますが、その全部についてここでお話できませんので、新たに刀剣等を発見した人は、どんな手続きをどんな順序でとつたらよいかについて、次のように図解してお知らせいたします。

今後刀剣類を発見して警察署に届出でをした方で自分で登録を希望される方は、すぐこの手続きを取つて下さい。

尚不明の点については直接県教育庁社会教育課又は市教育委員会社会教育課にお問合せ下さい。

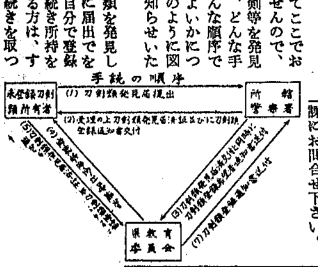

（註）

一、県教委並びに所轄警察署間の通知書送付は県公安委員会を経由する。

二、県教委より所有者に登録審査会の日時を通知する時は市町村教委を経由する。

三、登録審査会の日時の通知を受けた市町村教委は、審査会[illegible]間前迄に[illegible]所[illegible]

今月の納税

県民税 市民税　第2期

納期限　8月31日

上記のとおり県・市民税第2期の納期がまいりました。何卒お忘れなく納期間に完納下さるようお願いいたします。